

学校における 3R・適正処理学習支援事業 Q&A

Q. この補助金の交付目的は何ですか。

A. 産業廃棄物にかかる環境教育の推進を図り、次世代の子どもたちに、廃棄物の減量や適正処理など循環型社会についての理解を深めてもらうことを目的として、産業廃棄物に重点を置いた環境教育を実施する学校に対して、その活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとしています。

Q. この補助金を受けるのには、何か条件がありますか。

A. 次に掲げる要件を全て満たす取組が条件です。

- ①産業廃棄物の発生抑制、再資源化及び適正処理等に取り組む事業所・施設等の見学
- ②児童・生徒に対する 3R の啓発効果が高いこと
- ③しまね環境アドバイザー及び、それに準ずる者を活用すること

Q. どんなものにこの補助金が使えるのですか。

A. 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費です。

Q. 交付限度額はいくらですか。

A. 上限 30 万円です。(10/10)

Q. 申請から実施までの事務処理としてどのようなことをする必要がありますか。

A. 以下の書類の提出をお願いします。これらの書類は環境政策課のホームページから印刷ができます。

- ①学校における 3R・適正処理学習支援事業企画書
- ②学校における 3R・適正処理学習支援事業費補助金交付申請書

Q. しまね環境アドバイザーを利用する時の手続きはどのように行えばいいですか。

A. しまね環境アドバイザーの派遣は、別途申請が必要です。以下の書類の提出をお願いします。これらの書類は環境政策課のホームページから印刷ができます。

- ① しまね環境アドバイザー派遣申請書

- Q. 学校のカリキュラムが埋まっいて、事業を行う時間の確保が難しいです。
この事業単体で行わなければいけませんか。
- A. 既に学校で取り組まれている、教科・科目に組み込んでいただいても構いません。本事業を活用いただくことで、授業以外の場において学習支援の充実が図れると考えます。
- Q. 授業ではなくクラブ活動で活用したいです。
- A. 各教科や総合的な学習の時間等だけではなく、部活動やクラブ活動でも実施可能です。
- Q. 消耗品としては、どのようなものが対象になりますか。
- A. 以下のものなどが考えられます。
- ・調べ学習や研究発表などに使う文房具
 - ・水質調査のパックテスト
 - ・広報のためのポスターや、看板などの作成費
 - ・書籍 など
- Q. パソコンで使用する USB やカードリーダー、CD-R 等のアクセサリは購入できますか。
- A. パソコンのアクセサリ関係は汎用性が高いため認めていません。
- Q. 備品としては、どのようなものが購入できますか。
- A. 例えば、家庭用生ごみ処理機等があります。ただし、当事業以外にも広く活用できる物品は認めていません。
- Q. 補助金の概算払請求はできますか。
- A. 原則、補助金の支払いは事業完了後の精算払いです。事業の内容や、資金不足等で概算払いを希望する場合は、『学校における 3R・適正処理学習支援事業費補助金概算払請求書（様式第 4 号）』を提出して、承認を得ることが必要です。書類は、環境政策課のホームページから印刷ができます。
- Q. 交付決定を受けた後に、企画の内容や金額に変更がありそうです。どのような手続きが必要ですか。
- A. 交付決定額に変更が生じた場合は、速やかに、環境政策課までご連絡ください。

- Q. 補助事業を中止・廃止する場合は、届が必要ですか。
- A. 補助事業を中止・廃止する場合は、『学校における3R・適正処理学習支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書』を提出して、承認を得ることが必要です。書類は、環境政策課のホームページから印刷ができます。
- Q. 補助金の交付決定日以前に発注（支払日は交付決定後）した経費、支払った経費は、補助金の対象になりますか。
- A. どちらも対象になりません。補助金の交付決定日より前に注文した経費は、支払いが交付決定後であっても対象になりません。
- Q. 振込手数料は補助金の対象になりますか。
- A. 対象になりません。
- Q. 活動が終わった後の事務処理としてどのようなことをする必要がありますか。
- A. 環境政策課に以下の書類の提出をお願いします。①の書類は、環境政策課のホームページから印刷ができます。
- ①学校における3R・適正処理学習支援事業実績報告書（様式第5号）
 - ②学校における3R・適正処理学習支援事業実施報告書（別紙2）
 - ③経費の支払いを証明できる書類、成果品・施設見学等の実施状況の写真等
- Q. 学校における3R・適正処理学習支援事業実績報告書（様式第5号）の「1. 事業完了年月日」の判断基準はありますか。
- A. 本事業に関わる活動終了日または、必要経費の最終支払日のいずれか遅い日をご記入ください。
- Q. 補助金の額の確定は、どのように行われますか。
- A. 送付いただいた書類を審査し、確定します。
ただし、活動内容等によって、認められない費目（数量を含む）等があれば、補助金対象外とさせていただきます。概算払いを行った学校は、返還をお願いする場合があります。